

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の趣旨

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正により、国立・国定公園において、関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられたこと等から、県立自然公園においても国立・国定公園と同様の制度を導入するため、同法に準じて制定している滋賀県立自然公園条例の一部を改正します。

2 県民政策コメント等の実施結果

- 令和5年12月16日（土）から令和6年1月15日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき県民等からの意見・情報の募集を行うとともに、県内市町に情報提供を行い、意見・情報の提出を求めたところ、結果は次のとおりでした。

県民等からの意見・情報	0件
市町からの意見・情報	2件（※いずれも条文の解釈に関するもの）

- これらの意見・情報に対する県の考え方を、別紙のとおり取りまとめました。なお、取りまとめに当たり、趣旨を損なわない範囲で意見・情報の内容を要約しています。

3 今後の予定

令和6年2月14日 条例改正議案を2月定例会議に提出
令和6年7月1日 改正条例施行

別紙

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案に対して提出された意見・情報および県の考え方

I 県民等から提出された意見・情報					
なし					
II 関係行政機関から提出された意見・情報					
機関名	条項	該当条文	意見・情報(概要)		意見・情報に対する県の考え方
野洲市	新条例第38条第1項第3号	<p>県立公園の特別地域または集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(3) 野生動物(鳥類または哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。</p>	1	規則でどのような行為を定めるのか。	<p>国立公園・国定公園において、同様の行為が政令(自然公園法施行令)により定められており、その内容として「野生動物に餌を与えること」および「野生動物に著しく接近し、またはつきまとうこと」の2点が規定されています。</p> <p>本条例は、自然公園法と統一的な解釈により制度運用しているため、規則で定める行為についても政令と同じ内容で規定する予定です。</p>
			2	<p>新条例第24条第3項第12号または第14号において、知事の許可を受けなければならない行為が定められているが、この規定と第38条第1項第3号の規定は整合しているのか。</p>	<p>新条例第24条第3項では、風致維持の観点から、特別地域であつて知事が指定する区域内において、本来の生育地でない植物で知事が指定するものを植栽し、またはその種子をまくこと(同項第12号)、本来の生息地でない動物で知事が指定するものを放つこと(同項第14号)等、一定の行為について知事の許可を要することとしています。</p> <p>一方、第38条第1項第3号により規制する行為については、上述のとおり「野生動物に餌を与えること」や「野生動物に著しく接近し、またはつきまとうこと」を規則で定める予定であり、かつ、この規制の適用は当該行為がみだりに行われる場合に限定されるため、第24条第3項の規定との整合は図られているものと考えます。</p>

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案の概要

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正により、**国立・国定公園において、関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられたこと等から、県立自然公園においても国立・国定公園と同様の制度を導入する**ため、同法に準じて制定している滋賀県立自然公園条例の一部を改正します。
＜施行期日（予定）：令和6年7月1日＞

■ 主な改正内容

1. 地域主体の自然体験アクティビティ提供を促進する制度の創設・手続の簡素化

- 事業者等から成る協議会が、**自然体験活動の促進に関する計画**を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な条例上の許可を不要**とします。
- これにより、関係者が一体となって行う、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の取組を促進し、利用者の増加や滞在時間の延伸を図ります。

2. 地域主体の利用拠点整備を促進する制度の創設・手続の簡素化

- 事業者等から成る協議会が、**利用拠点の整備改善に関する計画**を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な条例上の許認可を不要**とします。
- これにより、関係者が一体となって行う、利用拠点としての機能の充実や景観デザインの統一、廃屋の撤去等、自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な滞在環境の創出を図ります。

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの開発・提供の促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等



自然を満喫できる楽しみ方の提供

利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、廃屋の撤去、電線の地中化等を促進



自然と調和した滞在環境の整備

3. 生態系維持回復事業制度の創設・手続の簡素化

- 県が**生態系の維持回復を図るための事業計画**を作成した場合には、**県や国、市町等のほか知事の認定を受けた者が、条例上の許可等を要しないで、計画に基づく事業を実施できるように**します。

4. 保安全管理の充実

- 公園事業について、**適正な執行を確保するための改善命令や、事業廃止時における原状回復命令の発出等に係る規定を追加するとともに、それらへの違反に対する罰則を設けるなど、公園事業の監督機能の強化を図り、公園事業の適切な執行を推進**します。
- 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、**特定の区域内での木竹の損傷や、本来生育・生息していない動植物の放出等**を追加します。
- 特別地域等においてクマ・サル等の野生動物に対する**餌付けや接近行為等を規制し、県立自然公園の利用者への人身被害等を予防**します。
- 特別地域の行為規制等に違反した場合の**罰則を、「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げ**ます。（現行：6月以下の懲役または50万円以下の罰金）
- 公園管理団体の指定について、自然の風景地の管理や施設の補修等を行う能力のみを要件とし、**適正な利用の推進に関する情報収集、指導、調査等を行う能力を要件から外**します。

■ 滋賀県の自然公園の概要

優れた風景地を保護するため、滋賀県内には国立公園と県立自然公園の2種類の公園が指定されています。滋賀県立自然公園条例は、このうち県立公園について定めたもので、条例に基づき3箇所の県立自然公園が指定されています。

根拠法令	種別	概要	滋賀県内の公園
自然公園法	国立公園	日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で国が指定・管理	なし
	国立公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地で都道府県の申出により国が指定、都道府県が管理	琵琶湖国立公園 鈴鹿国立公園
滋賀県立自然公園条例	県立自然公園	県内の優れた自然の風景地で県が指定・管理	三上・田上・信楽県立自然公園 朽木・葛川県立自然公園 湖東県立自然公園

公園名	所在地	面積 (ha)	内訳 (ha)			
			第1種	特別地域 第2種	第3種	普通地域
三上・田上・信楽 県立自然公園	大津市・近江八幡市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・東近江市・竜王町	18,177	17	890	11,954	5,316
朽木・葛川 県立自然公園	大津市・高島市	14,342	158	778	4,934	8,472
湖東県立自然公園	彦根市・東近江市・愛荘町・甲良町・多賀町	4,367	0	248	4,048	71

滋賀県内の自然公園

